

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

H P：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆時間外労働のルールについて①
- ◆労務 Q&A (2 項目)
- ◆安全衛生特集③ (機械作業等における危険防止について)
- ◆お知らせ

● 時間外労働のルールについて①


2023 年 4 月 1 日から**中小企業も**時間外労働が 1 箇月 60 時間を超えた場合に割増賃金率が 50%に引上げられ規制が厳しくなりましたが、近年も時間外労働が多い企業が存在し、令和 2 年度の労働基準監督署の定期監督による違反状況によると、**労働時間の違反が 2157 件**になっております。今回は時間外労働のルールについてご説明します。

1. 36 協定について

労基法によると、使用者は労使協定（指定様式）をし、行政官庁に届け出た場合においては労働時間を延長し、又は休日労働をさせることができます。労使協定をするだけでは効力は発生しないため、**所轄労働基準監督署へ届出をすることによって効力が発生します。当然、36 協定がない状態で残業をすることは違法になります。**

2. 時間外労働の限度時間について

36 協定で定めて労働時間の延長や休日労働を行った場合においても下記のとおり**限度時間の要件を満たす必要があります。**

A 坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務について、1 日について労働時間を延長して労働させた時間	2 時間を超えないこと
B 1 カ月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間	100 時間未満であること
C 対象期間（労基法 36 条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、1 年間に限るものとする。）の初日から 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の 1 箇月当りの平均時間	80 時間を超えないこと 

注意点

- ※B と C については、限度時間を超えて時間外労働をしなければならない特別の事情に該当するため、**特別条項協定を締結して労働基準監督署へ届出する必要があります。**
- ※1 月当り 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められた場合は、労働者の申出により**医師による面接指導**を行う必要があります。
- ※C については、例えば「1 月目 90 時間、2 月目 90 時間」の時間外労働があった場合は合計 160 時間を超え違法になりますので、**月毎のカウントに注意して下さい。**

● 労務 Q&A

Q 今年のGWは忙しくなりますが、労働日として定めることは可能ですか？

A 労働基準法では「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない（4週間に4日以上の日を定める使用者には適用しない）」とあり、遵守されておれば特段問題ありません。

GWの祭日に関しましては、変形労働時間制を採用されている場合は、あらかじめ、所定休日を明確に定め、かつGWの祭日を労働日として定めておれば通常通りの賃金で働くことも可能です。もし、休日扱いとされていて実際に働いた場合は割増賃金（2割5分増以上）を払わなければいけません。



Q 急いで人材（労働者）を確保したいのですがどうすればいいですか？

A ハローワークの求人場合は、「急募」とかけて募集をする方法があります。求人HPにおいても急募専用の閲覧コーナーを設けているところもあります。掲載されてから日にちが浅いほど求職者の反応率が高くなると思われそうですが、経過するにつれて採用されたと思いきや、応募をしてくれなかったり、求職者からはこの企業は人手が少なく残業時間が多いのでは？との先入観を持たれるデメリットもあります。

● 安全衛生特集③（機械作業等における危険防止について）

製造業における木材加工機械に関しては、下記の措置を講じる必要があります。

特別教育に準じた教育	携帯用丸のこ盤を使用する作業に従事する労働者に対し実施。
木材加工用機械作業主任者の選任	木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限る）を一つの事業場で5台以上保有している場合、技能講習修了者のうちから選任する。
帯のこ盤の歯及びのこ車の覆い等	事業者は木材加工用帯のこ盤の歯の切断に必要な部分以外の部分及びのこ車には覆い又は囲いを設けなければならない。
帯のこ盤の送りローラーの覆い等	スパイクつき送りローラー又はのこ歯形送りローラーには、送り側を除いて、接触予防装置又は覆いを設けなければならない（例外あり：緊急停止措置等の設置）。
手押しかんな盤の刃の接触予防措置の設置	事業者は、手押しかんな盤には刃の接触予防措置を設けなければならない。

● お知らせ（本巢市 HP バナー広告掲載について）

このたび、4月1日から次世代IT労務のホームページが地元である本巢市のバナー広告に掲載されました。事業内容、過去の月報、料金表等を掲載しております。今月は助成金申請の実績を追加しました。今後は労務に関する帳簿書類のダウンロードコーナー等を追加する予定ですので宜しくお願いたします。（HP：本巢市（motosu.lg.jp））

